

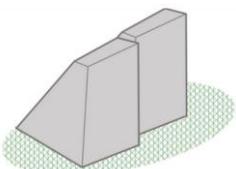
擁壁の改善を検討している方へ ようへき **擁壁アドバイザー** を派遣します。

無料

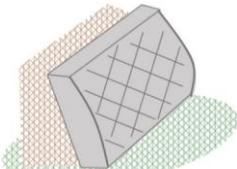


**老朽化した擁壁※は災害の原因
になることがあります。**

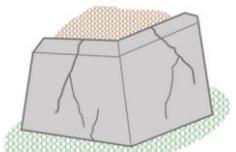
擁壁が、下図のような状態になつていませんか。



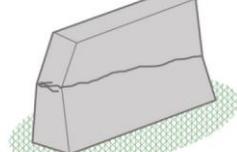
左右・上下の擁壁のずれ



擁壁のふくらみ



ひび割れの発生



傾きや折れが生じている

※擁壁とは、高低差のある宅地を造成する際などに、土砂が崩れることを防ぐために設置されるコンクリートやブロック等からなる土留めのこと。

まずは区へご相談ください！

事前相談の
方法

窓口またはLogoフォーム（右記二次元コード）
でご相談ください。

<相談に必要なもの>

- ・擁壁の高さや状況が分かるメモ等
- ・擁壁の写真



詳細は
裏面へ→

アドバイザー派遣の流れ

STEP | 01

事前相談

下記窓口またはLogoフォーム（右記二次元コード）でご相談ください。



STEP | 02

申請書の提出

申請書と必要書類をご提出ください。

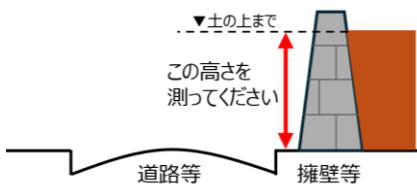
申請書は下記窓口または区のホームページ（右記二次元コード）から入手できます。

申請に必要な書類

- ・申請書
- ・案内図
- ・公団及び土地登記事項証明書
- ※
該
当
す
る
方
の
み
- ・委任状※（管理者の場合のみ）
- ・共有者全員の同意書※（共有名義の場合のみ）
- ・区分所有者間で合意された代表者であることがわかる書類※（マンション等の場合のみ）
- ・法人である旨の登記事項証明書※（法人所有の場合のみ）

対象となる擁壁等

- ・高さが2メートルを超える擁壁等
- ・道路等に面する高さが0.8メートル以上の擁壁等



STEP | 03

現場調査・立合い

日程調整の上、アドバイザーが現地調査や改善策の提案を行います。また、申請者に今後の擁壁等の改善予定をお伺いします。

STEP | 04

報告書の送付

提案・助言内容をまとめた報告書を申請者にお送りします。

問い合わせ先

杉並区役所 都市整備部 建築課 建築防災係

西棟3階 14番窓口 TEL:03-3312-2111 (内線3349)

ホームページ
はこちらです

